

第50号議案

春日市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

春日市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。